

「産科・小児科医療対策検討会」の提言を受けて
「地域医療対策協議会」の対応方針（骨子）

平成 19 年 3 月 28 日
長野県地域医療対策協議会

1 産科・小児科医療の集約化・重点化について

地域における産科・小児科医療の崩壊を防ぐためには、「産科・小児科医療対策検討会」の提言どおり、産科・小児科医療の集約化・重点化は止むを得ないものと考える。

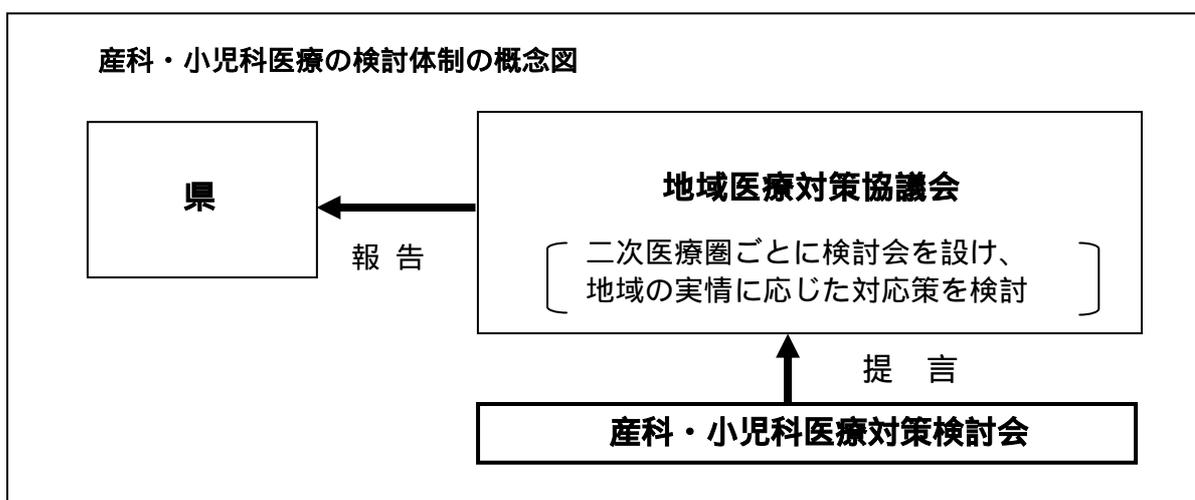
2 集約化・重点化の進め方について

産科・小児科医療の集約化・重点化を進めていくためには、「どのように住民等の理解を得ていくか」、「どのように地域での連携を進めていくか」等、難しい課題があることから、本協議会における議論と並行して、二次医療圏ごとに市町村、県、医療機関・医師会その他の関係団体、地域住民等による検討会を設け、地域の実情に応じた対応策を検討していただくことが必要。

3 集約化・重点化に対する本協議会の関わり方

産科・小児科医療の集約化・重点化に対し、本協議会は、当面、次のとおり関わっていく。

- (1) 二次医療圏ごとの検討会の求めに応じ、産科・小児科医療対策検討会と連携して助言等を行う。
- (2) 産科・小児科医療の集約化・重点化について県民の理解が進むよう、検討状況等について随時情報提供を行う。
- (3) 産科・小児科医療の確保のために、県・市町村・関係機関が取り組むべき施策・事業の方向性等について協議し、報告する。
(県は、その内容を踏まえて第五次保健医療計画を策定するとともに、市町村・関係機関とともに施策を推進)
- (4) その他



以上